

社会福祉法人敬愛信の会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛信の会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じ、総額1600万円、評議員は定款の定める総額の範囲内で次の通り報酬を支給する。

(1) 理事長及び業務執行理事については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。

(2) 当法人の職員以外の評議員、理事及び監事（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給する。

2 理事長及び業務執行理事に対する退職慰労金は、任期満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(理事長及び業務執行理事の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び業務執行理事に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。但し、他法人（他社を含む）からの出向者については別に定める。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第20条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が、会議への出席、職務のため出張をしたときは、社会福祉法人敬愛信の会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支給する。

(理事長及び業務執行理事に対する報酬の支給方法)

第5条 理事長及び業務執行理事に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬及び賞与については、社会福祉法人敬愛信の会給与規程（以下「給与規程」という。）に準じて支給する。

(2) 退職慰労金については、退任した後6ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する年間報酬は、まとめて3月中に支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長及び業務執行理事が死亡によって退任した場合、その月まで

の報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年1月24日より施行する。

この規程は、令和2年3月16日一部改正、令和2年4月1日施行。

この規程は、令和2年6月17日一部改正、令和2年4月1日施行。

別表第1

当法人の職員であり、理事長又は業務執行理事を兼任する場合

役職名	報酬の額
理事長	月額 40,000 円
業務執行理事	月額 20,000 円

理事長又は業務執行理事に専任の場合

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000 円
業務執行理事	月額 340,000 円

別表第2 (理事長及び業務執行理事の賞与)

6月の賞与	報酬月額×職員賞与に準ずる率
12月の賞与	報酬月額×職員賞与に準ずる率

別表第3 (理事長及び業務執行理事の退職慰労金算定式)

最終報酬月額 (併給の場合、別表第1による月額とする。) × 在任年数

別表第4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

年間報酬	年額 10,000 円
------	-------------

(2) 理事

年間報酬	年額 20,000 円
------	-------------

(3) 監事

年間報酬	年額 30,000 円
------	-------------